

X

# 固定資産の減損、子会社への投融資 決算時に留意すべき 評価の実務ポイント

有限責任監査法人トーマツ 弓立 恵亮  
有限責任監査法人トーマツ 滝川 裕司  
公認会計士  
公認会計士

本稿では、すでに会計基準等が適用されて数年が経過しているものの、その内容が複雑であると考えられる会計処理のなかで、決算において必要となる評価に関連する留意点として、固定資産に係る減損の兆候

および子会社に対する投融資の評価に焦点をあてて、解説を行う。  
なお、本文の意見に関する部分は筆者らの私見であり、所属する法人の見解ではないことをあらかじめお断りする。

## 固定資産に係る減損の兆候

### はじめに

固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態をいい、そのような場合に、一定の条件のもとで回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理を減損処理という（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」三三三参照）。

減損損失を認識するかどうかは、資産または資産グループに減損が生じている可能性を示す事象がある場合に判定を行うことになるが、この資産または資産グループに減損が生じている可能性を示す事象を減損の兆候という（「固定資産の減損に係る会計基準」以下、「減損会計基準」という（二一参照））。

減損の兆候を検討するにあたり、留意すべきポイントを解説する。

### 減損の兆候に係る留意点

減損の兆候とは、資産または資産グループに減損が生じている可能性を示す事象であり、企業は、通常の企業活動において実務的に入手可能なタイミングにおいて利用可能な情

報に基づき、減損の兆候がある資産または資産グループを識別することになる（企業会計基準適用指針6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」以下、「減損会計適用指針」という）（11項参照）。

減損会計基準では、減損の兆候の例示として図表1のとおり示されている。

図表1は、例示であるため、減損の兆候はこれらに限らないこととされており、たとえば、株式の交換による企業結合において、被取得企業の時価総額を超えて多額のプレミアムが支払われたため、取得原価のうちのものやのれん以外の無形資産に配分された金額が相対的に多額になるときも減損の兆候があると判定される場合があるとされている（減損会計適用指針76項参照）。

（図表1） 減損の兆候の例示

- ① 資産または資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること
- ② 資産または資産グループが使用されている範囲または方法について、当該資産または資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること  
資産または資産グループが使用される範囲または方法について生ずる当該資産または資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化とは、資産または資産グループが使用されている事業を廃止または再編成すること、当初の予定よりも著しく早期に資産または資産グループを処分すること、資産または資産グループを当初の予定または現在の用途と異なる用途に転用すること、資産または資産グループが遊休状態になったこと等をいう。
- ③ 資産または資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること
- ④ 資産または資産グループの市場価格が著しく下落したこと

（出所） 減損会計基準二1、減損会計適用指針13項をもとに筆者作成